

地域相談窓口開設法人募集 審査基準

大項目	No.	小項目	内 容 説 明	確認書類・項目番号等	
1 運営方針 (26点)	(1)	開設の動機	・障害福祉制度やその理念についての深い知識と十分な理解があるか。 ・法人としてその区域で地域相談窓口を開設しようとする理由を的確に語るができるか。	提案書	1(1)
	(2)	地域相談窓口の役割への理解	・地域相談窓口の役割や業務内容について十分に理解しているか。 ・地域相談窓口に求められている「基本相談」についての考え方を示すことができるか。	提案書	1(2)
	(3)	担当区域の特性・現状把握と課題の分析	担当区域内の障害福祉サービスの状況について、把握しているか。また、その課題についてどのように分析しているか。	提案書	1(3)
	(4)	障害者支援のあり方についての考え	障害者支援のあり方について、障害福祉サービス等を提供する法人として、適切な考えを持っているか。	提案書	1(4)
	(5)	個人情報の管理についての具体的な方策	個人情報の管理や紛失・漏洩に関する予防や事故発生時について、具体的な方策を持っているか。	提案書	1(5)
	(6)	苦情受付やカスタマーハラスメントに対する対応方策	相談者からの苦情やカスタマーハラスメントに対して法人としての対応方策を持っているか。	提案書	1(6)
2 法人の状況 (9点)	(1)	市委託事業受託実績	市からの委託事業の受託実績があるか。	提案書	2(5)
	(2)	市の政策への協力	市の政策への協力の実績があるか。	提案書	2(6)
	(3)	障害福祉サービス事業及び関連事業実績	①障害福祉サービスや②他の福祉分野での事業を実施しているか。	提案書	2(7)
	(1)	職員の確保①	欠員が出た場合などに備え、安定的に職員を確保する方策はあるか。	提案書	3(1)
	(2)	職員の確保②	開設後、計画相談支援業務に対する影響があるか、ある場合の対応方法について具体的な方策はあるか。	提案書	3(1)
	(3)	職員の資格①	担当者(主・副)は相談支援従事者研修の初任、現任又は主任研修修了者であるか。	提案書	3(2)

地域相談窓口開設法人募集 審査基準

大項目	NO.	小項目	内 容 説 明	確認書類・項目番号等	
3 相談支援事業所の状況（職員の状況） （32点）	(4)	職員の経験年数	担当者（主・副）の相談支援専門員としての実務経験年数は何年か。	提案書	3（2）
	(5)	職員の資格②	担当者（主・副）は福祉系の国家資格を有しているか。	提案書	3（3）
	(6)	職員の状況	主担当者は相談支援業務の従事者として優れているか。	※課内確認	
	(7)	相談支援事業の実施状況	計画（障害児）相談支援の契約者数は何人か。	提案書	3（4）
	(8)	対応可能な障害種別	相談支援事業所として、4つの障害種別（身体、知的、精神、障害児）に対応しているか。	提案書	3（5）
4 人材の育成・定着化への取組 （10点）	(1)	資質向上への取組	法人内で職員研修等、質の向上に向けた取り組みを実施しているか。	提案書	4（1）
	(2)	職員定着化への取組	法人内で職員定着に向けた取り組みを実施しているか。	提案書	4（2）
5 事務所について （10点）	(1)	事務所の設置場所	担当区域内で、利用しやすい立地にあるか。	提案書	5（2）
	(2)	事務所の形態	・建物、設備は利用者の利便性（駐車場・バリアフリー等）、安全性に配慮がされているか。 ・相談用のスペースが確保されているか、相談スペースがプライバシーに配慮した構造となっているか。	提案書	5（3）

※合計点が44点に満たない場合は、選定しません。

地域相談窓口開設法人募集 審査基準

大項目	NO.	小項目	内 容 説 明	確認書類・項目番号等	
6 アウトリーチについて (39点)	(1)	アウトリーチの必要性	社会的な背景とアウトリーチの意義について考えを示すことができるか。	提案書	6(1)
	(2)	訪問目標件数及びその理由	障害者の自宅、関係機関等を含めた訪問件数について適切な考えを持っているか。	提案書	6(2)
	(3)	想定する訪問案件	個別支援における対象者像や支援方法について適切な考えを示すことができるか。	提案書	6(3)
	(4)	地域相談窓口 (「ひめりんく」)の広報啓発に関する方策	地域相談窓口(「ひめりんく」)の広報啓発や障害福祉に関する理解促進のための具体的な方策について示すことができるか。	提案書	6(4)
	(5)	他の支援機関との連携について	市内の社会資源や支援機関の役割について十分理解し他機関協働について適切な考えを示すことができるか。	提案書	6(5)
	(6)	職員の資格①	訪問担当者は相談支援従事者研修の初任、現任又は主任研修修了者であるか。	提案書	6(6)
	(7)	職員の経験年数	訪問担当者はの相談支援専門員としての実務経験年数は何年か。	提案書	6(6)
	(8)	職員の資格②	訪問担当者は福祉系の国家資格を有しているか。	提案書	6(7)
	(9)	職員の状況	訪問担当者は相談支援業務の従事者として優れているか。	※課内確認	

※「アウトリーチによる相談対応」に応募した事業者のみ採点します。
※合計点が20点に満たない場合は、選定しません。